

# 消防団活動・安全管理

## マニュアル



平成31年 4月

西郷村消防団

# 項目

## 第1項 総則

- 1 はじめに . . . . . 1
- 2 消防団の身分 . . . . . 2

## 第2項 平常時

- 1 消防団員の心構え . . . . . 2
- 2 貸与品の管理及び着用 . . . . . 2
- 3 資機材等の維持管理 . . . . . 2

## 第3項 権限と特例

- 1 消防団員の権限 . . . . . 3
- 2 緊急自動車について . . . . . 4
- 3 緊急自動車の特例 . . . . . 4
- 4 緊急自動車の特例を設けていない規定 . . . . . 5

## 第4項 指揮系統と任務内容

- 1 火災出動時 . . . . . 5
- 2 水防出動時 . . . . . 6
- 3 震災等の大規模災害出動時 . . . . . 6
- 4 捜索出動時 . . . . . 7
- 5 その他の災害出動時 . . . . . 7
- 6 消防団簡易無線機の活用 . . . . . 7

## 第5項 火災編

- 1 火災出動 . . . . . 8
- 2 火災防ぎよ . . . . . 11
- 3 撤収・引揚げ . . . . . 17
- 4 消防団本部の設置 . . . . . 18
- 5 林野火災 . . . . . 18
- 6 火災防ぎよ活動における安全管理 . . . . . 19

## 第6項 水防編

- 1 水防出動 . . . . . 21
- 2 活動内容 . . . . . 22
- 3 退避判断基準 . . . . . 23

## 第7項 搜索活動編

- 1 出動要請 . . . . . 26
- 2 活動と安全管理 . . . . . 26

## 第8項 震災編

- 1 活動準備 . . . . . 27
- 2 活動内容 . . . . . 28
- 3 安全管理 . . . . . 29
- 4 応急手当 . . . . . 29

## 第1項 総則

### 1 はじめに

消防の任務は、地域住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することである。

消防団は、地域住民の最も身近な防災機関であり、消防活動をはじめ各種の予防啓発活動及び防災指導など幅広い分野で地域防災の要として重要な役割を果たしている。消防団の特性である地域密着性、要員動員力、即時対応力を活かして様々な災害から住民を守ってきた。しかし近年の災害は、多様化、複雑化及び高度化しており、危険要素が数多く存在する災害現場では、よりの確な安全確保が必要になっている。

このような事から、各種災害現場での消防団活動と安全管理について明確化することで、すべての団員が安全、迅速かつ現有する消防力と組織力を最大限に発揮させることを目的とし、消防団員の活動の手引きとなるように本マニュアルを作成するものである。

本マニュアルにおいて明確化した安全対策が災害現場で確保され、団員一人ひとりが常に安全に対する配慮と確認を意識しながら活動することを願う。



## 2 消防団の身分

地方公務員法及び消防組織法に規定された、市町村における非常勤の特別職地方公務員である。

したがって、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

また、組織の一員として節度ある行動をとり、法令を順守して他の模範となるよう努めるものとする。

消防団員には、年間の活動に対して団員報酬が支払われ、5年以上勤務した者には退職報償金が支給されるほかに福祉共済制度に加入するため、公務中にはもちろん、公務外でも万が一死亡や高度障害、入院の場合には給付金、見舞金が支給される。

## 第2項 平常時

### 1 消防団員の心構え

消防団員は、地域住民をあらゆる災害から守るために組織されている。地域住民にとって最も身近な防災リーダーとして頼りにされる存在である。常に防災意識を高く保つとともに、適時訓練等を実施し、災害発生時に万全を期せるよう心掛けること。

### 2 貸与品の管理及び着用

消防団員は、次の貸与品の日常管理及び活動時の安全確保等における装備品の着用に心がけること。

1	制服・制帽（幹部団員）	6	レインコート
2	活動服	7	法被及び帯
3	防火衣一式	8	簡易無線機（幹部団員）
4	安全帽（ヘルメット）	9	Tシャツ
5	救助用半長靴（編上靴）	10	被服付属品 （階級章・ネクタイ・ベルト）

### 3 資機材等の維持管理

災害発生時の安全、迅速な消防活動のためには、車両や資機材の適切な維持管理が不可欠である。各班で、機械器具の適正管理や点検を定期的に行うとともに、取扱訓練なども随時行うこと。

#### (1) 車両、小型動力ポンプの点検

車両や小型動力ポンプは、消防活動に欠かせないものである。**毎月1回以上**は、小型動力ポンプの作動試験や車両点検を行い、災害発生時に迅速に対

応できるように努めること。(特にバッテリー上がりには注意すること)

また、**燃料は常時 3 分の 2 以上**にしておくこと。

なお、異常を発見した場合は、速やかに役場事務局まで報告すること。

## (2) 車両の運行記録

**車両を運転した時は、必ず運行記録簿に記入すること。**その際に車両に異常等があった場合は、運行記録簿に記入し、必ず役場事務局に連絡すること。

## (3) 資機材等の点検

春季連合検閲、秋季検閲、出初時に資機材点検を実施すること。この3回以外にも定期的に点検を行い、維持管理に努めること。

不足や不備があった場合は、速やかに役場事務局まで報告すること。

# 第3項 権限と特例

## 1 消防団員の権限

消防団員には任務遂行にあたり、様々な権限が与えられている。十分に理解して有効に活用すること。

情報提供 消防法第25条第3項	火災の現場において、消防対象物の関係者に対象物の構造、要救助者の有無、消火もしくは延焼の防止、人命救助のための必要な情報を求めることができる。
緊急自動車の特例 消防法第26条 道路交通法第39条・第41条・ 第71条・72条・75条 道路交通法施行令第12条・第27条	消防車が災害現場に出動する際は、特例を受けて通行することができる。 (下記に詳細記載)
緊急通行権 消防法第27条	火災現場に到着するために緊急の必要があるときは、一般交通の用に供さない道路や空地などを通行することができる。
消防警戒区域の設定 消防法第28条	消防活動、火災調査等を十分に行うため一定の者以外の立入等を禁止又は制限することができる。
緊急措置権 消防法第29条	消防活動に必要があるときは、消防対象物やその土地を使用、処分又は使用の制限をすることができる。 緊急の必要があるときは、火災現場付近に在る者を消火もしくは延焼の防止、人命救助に従事させることができる。

## 2 緊急自動車について

■緊急自動車の三要件（道路交通法施行令第14条）

- ①緊急用務（消防活動・災害活動等）であること
- ②運転中であること
- ③赤色灯を点灯し、かつサイレンを吹鳴していること

※車両が停止中、引き揚げ時、訓練中等は、緊急自動車とはいえないため、特例を受けることはできない。

## 3 緊急自動車の特例 **IMPORTANT**

■緊急自動車は、用務の特殊性から法令上多くの特例が認められている。

- 右側通行の特例
- 停止義務免除の特例
- 通行禁止道路通行の特例
- 安全地帯、立入禁止部分進入の特例
- キープレフトの原則除外の特例
- 歩行者の側方通過時の安全間隔保持、徐行義務免除の特例
- 車両通行帯に従わない通行の特例
- 路線バス等優先通行帯通行の特例
- 路外に出る場合の右左折の方法に従わない特例
- 車両横断禁止標識、転回禁止標識等に従わない特例
- 進路変更禁止場所での進路変更の特例
- 二重追越しの特例
- 追越し禁止場所での追越しの特例
- 交差点での右左折方法に従わない特例
- 進行方向を指定した通行区分に従わない特例
- 横断歩道接近時の減速義務免除の特例
- 自転車横断帯接近時の減速義務免除の特例
- 横断歩道及びその手前30m以内での追抜き禁止除外
- 自転車横断帯及びその手前30m以内での追抜き禁止除外
- シートベルト装着緩和の特例
- 交通事故を起こした場合の運転継続の特例
- 本線車線での横断、転回、後退ができる特例
- 加速車道を通りしないで本線車道に流入できる特例
- 出口に接続する車線や減速車線を通りせず流出できる特例
- 最高速度の特例

#### 4 緊急自動車の特例を設けていない規定 **IMPORTANT**

■緊急自動車には、多くの特例が法令上認められているが、安全運行のため特例が認められていない規定がある。

- 歩行者用道路（歩行者天国等）での注意徐行義務
- 歩道通行の義務
- 軌道敷内通行の禁止
- 急ブレーキの禁止
- 車間距離の保持
- 左側追越しの禁止
- 割込み運転の禁止
- 横断歩道のない交差点での横断歩行者の保護義務
- 徐行場所での徐行義務
- 合図を行う義務及び不要な合図の禁止
- 警音器鳴らせの標識に従う義務
- 安全運転の義務
- 事故発生時の運転を停止する義務

**※ 緊急自動車であっても徐行義務は免除されない！！**

### 第4項 指揮系統と任務内容

#### 消防団（消防組織法第18条第3項）

消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

#### 1 火災出動時

火災出動時の指揮系統や任務内容は下記のとおりとする。指示がある場合は、消防本部・署・分署の指揮の下活動すること。

役職	任務内容
団長 副団長	消防団全体を統括し、総括的な指揮監督をする。 消防本部指揮隊と協働し運営を行う。 消防団指揮本部の運営を行う。
方面隊長 方面副隊長 その他本部員	担当方面隊の統括指揮と安全管理について指示する。 必要に応じ消防団指揮本部の運営を行う。 消防本部活動隊と活動内容について、連絡調整を行う。 水利部署・中継体制、筒先配備等の指示と把握に努める。
分団長	分団の統括指揮と安全管理について指示する。



副分団長	団本部からの指示を分団員に周知させる。 水利部署、中継体制、筒先配備の指示と把握に努める。
班長 副班長	班の統括指揮と安全管理について指示する。 分団長・副分団長からの指示を班員に伝える。 的確な水利部署、筒先配備を心掛けること。 活動支援（警戒区域の設定、飛び火警戒、照明確保等） を積極的に指示すること。
団員	上級階級者の命を受け、その任務に従事する。
女性部	大規模火災等になった場合に召集をかけ、後方支援を行う。

## 2 水防出動時

水防出動時の指揮系統や任務内容は下記のとおりとする。指示がある場合は、消防本部・署・分署の指揮の下活動すること。

役職	任務内容
団長 (水防副本部長) 副団長	消防団全体を統括し、総括的な指揮監督をする。 水防本部と連携し、各活動の方針等の決定を行う。 各活動の情報を整理し、水防本部への伝達を行う。
方面隊長 方面副隊長 その他本部員	担当方面隊の統括指揮と安全管理について指示する。 団長・副団長から指示を各分団長に連絡周知させる。 各分団等の活動状況などを把握し情報を整理する。
分団長 副分団長	分団の統括指揮と安全管理について指示する。 団本部からの指示を分団員に周知させる。 被害及び活動状況等を団本部へ報告する。
班長 副班長	班の統括指揮と安全管理について指示する。 分団長・副分団長からの指示を班員に伝える。 被害及び活動状況等を分団長・副分団長へ報告する。
団員	上級階級者の命を受け、その任務に従事する。
女性部	大規模水害等になった場合に召集をかけ、後方支援を行う。

## 3 震災等の大規模災害出動時

震災や自然災害等による大規模災害時は同時多発的かつ広域に被害が発生することが予想される。水防出動時の指揮系統、任務内容に準じ活動すること。（水防本部等は災害対策本部と読み替える）団本部員は、災害対策本部に参集し状況及び情報の収集を行い、統括指揮にあたること。

#### 4 搜索出動時

行方不明者が発生し、警察署から搜索要請が掛かった場合の指揮系統、任務内容については、火災出動時に準じて活動すること。（消防本部等を警察署と読み替える）

#### 5 その他の災害出動時

上記以外の出動の際は、火災出動時の指揮、任務内容に準ずること。

#### 6 消防団簡易無線機の活用

火災及び災害現場での指揮や連絡等については、幹部以上に貸与している消防団簡易無線機を活用すること。特に火災現場での遠距離中継送水や遠くにいる各班、本部員や事務局との連絡手段として活用すること。

##### 【西郷村消防団簡易無線機一覧】

配備先	呼出名称	製造番号
団長	団長	2E540922
副団長	副団長	2E540924
副団長	副団長	2E540925
訓練部長	訓練部長	2E540927
第1方面隊長	第1方面隊長	2E540928
第2方面隊長	第2方面隊長	2E540929
第3方面隊長	第3方面隊長	2E540926
訓練副部長	訓練副部長	2E540931
第1方面副隊長	第1方面副隊長	2J600960
第2方面副隊長	第2方面副隊長	2J600959
第3方面副隊長	第3方面副隊長	2E540930
訓練部員	訓練部員	2J600962
訓練部員	訓練部員	2E540958
訓練部員	訓練部員	2E540923
訓練部員	訓練部員	2E540921
訓練部員	訓練部員	2E540936
第1分団第1班虫笠	西郷1-1	2E540932
第1分団第2班上羽太	西郷1-2	2E540933
第1分団第3班下羽太	西郷1-3	2E540934
第2分団第1班熊倉	西郷2-1	2E540935
第2分団第2班谷地中	西郷2-2	2E540937
第2分団第3班鶴生	西郷2-3	2E540938
第3分団第1班米	西郷3-1	2E540939

第3分団第2班長坂	西郷3-2	2E540940
第3分団第3班柏野	西郷3-3	2E540941
第3分団第4班間の原	西郷3-4	2E540942
第4分団第1班山下	西郷4-1	2E540943
第4分団第2班上新田	西郷4-2	2E540944
第4分団第3班下新田	西郷4-3	2E540945
第5分団第1班追原	西郷5-1	2E540946
第5分団第2班真船	西郷5-2	2E540948
第5分団第3班上折口原	西郷5-3	2E540949
第5分団第4班下折口原	西郷5-4	2E540950
第6分団第1班一の又	西郷6-1	2E540951
第6分団第2班芝原	西郷6-2	2E540952
第6分団第3班川谷	西郷6-3	2E540953
第7分団第1班原中	西郷7-1	2E540954
第7分団第2班黒川	西郷7-2	2E540955
第7分団第3班大平	西郷7-3	2E540956
第7分団第4班稗返	西郷7-4	2E540957
総務課	西郷事務局	2J600961
総務課	西郷事務局	2E540947
総務課	西郷事務局	PD8C200286
総務課	西郷事務局	PD8C200287
総務課	西郷事務局	PD8C200288
本部タンク車（車載用）	本部タンク車	2F310081
赤パト（車載用）	西郷赤パト	2F310082

※火災や災害時の無線機のチャンネルは【CH10】にすること。

訓練時は、指定されたチャンネルで使用する。

※無線機の充電は、2～3週間に1回は充電すること。充電器に差したままにしておくとは過充電となり、バッテリーの寿命が短くなるので注意すること。

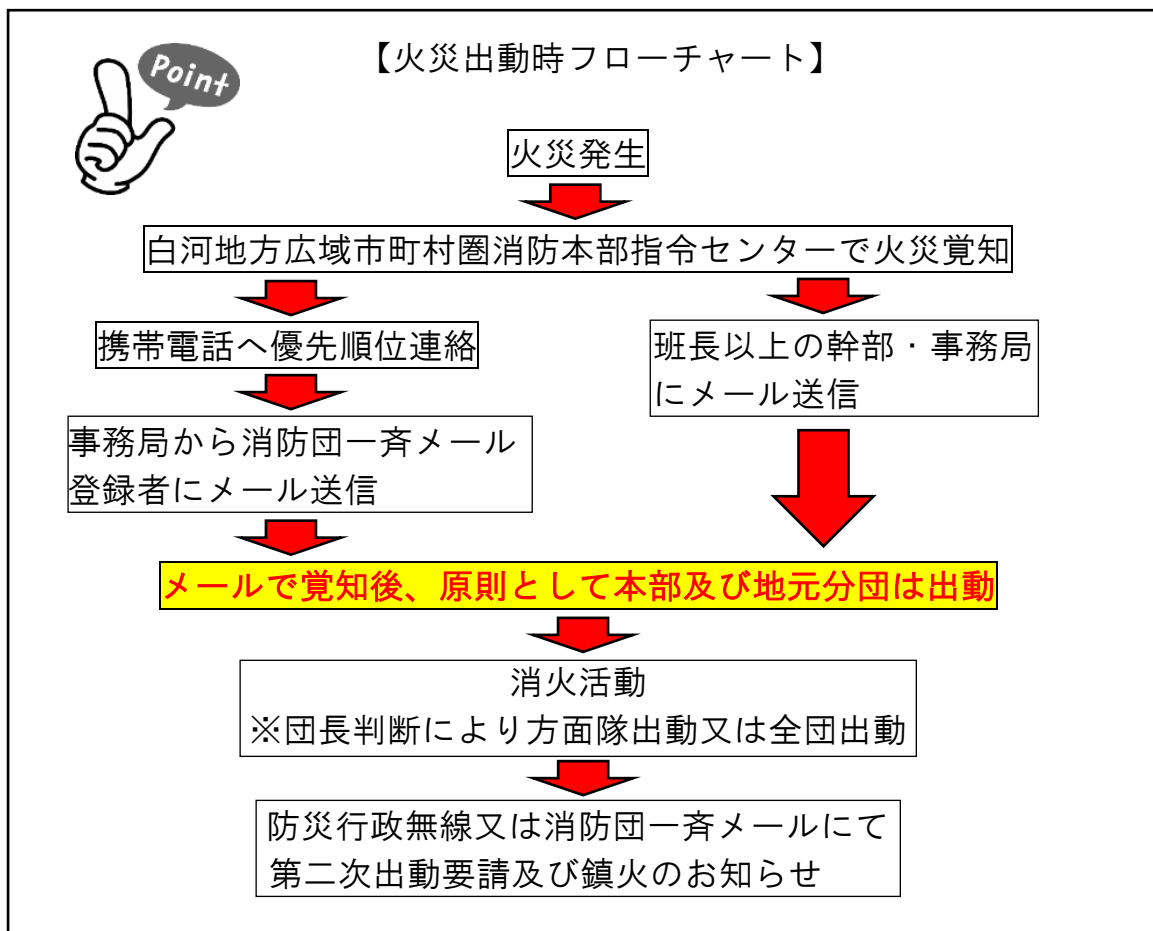
## 第5項 火災編

### 1 火災出動

#### (1) 出動体制

■火災発生を覚知したら、原則として**本部員**及び**地元分団**が出動する。

※方面隊出動及び全班出動要請が掛からない場合は、地元分団以外の班は待機とすること。



**IMPORTANT**

火災種別	火災内容	出動の有無
建物火災	建物又は、その内容物が焼損した火災	出動する
林野火災	森林、原野又は牧野が焼損した火災	出動する
車両火災	車両及び被けん引車又は積載物が焼損した火災	出動しない
その他の火災	上記以外の火災 (空地、田畑、道路、河川敷、ごみ集積場、電柱等の火災)	出動する

■火災種別には他に、船舶火災、航空機火災がある。

※車両火災は対応できる装備がないため、消防本部等から要請がない限り出動はしない。

**(2) 出動時**

① 屯所等に参集

■自家用車で参集する際は、飲酒運転は当然厳禁であり、道路交通法等を順守し、はやる気持ちを抑えて安全運転を心掛けること。

## ②出動準備

- 充電配線コード、車止め等を確認し、出動できる体制を整えること。
- 活動服、ヘルメット、救助用半長靴を着用すること。  
(貸与されていないが、革手袋又は軍手着用が望ましい)
- 筒先員及びホース補助者は、防火衣を必ず着用すること。なお、筒先員及びホース補助者以外も防火衣を着用し活動することが望ましい。**  
(活動服は難燃素材ではない)
- 夜間時は、ライト及びヘッドライトを装着すること。
- 車両資器材の落下防止の確認をすること。
- シャッターは、完全に開放されていることを確認すること。

## ③消防車での出動

- 原則、2名以上で出動とし、団員全員で安全確認を行うこと。**
- 車庫等から出動する際は、クラクション等により歩行者、一般車両に注意喚起を行うこと。
- サイレン吹鳴(警鐘含む)し、赤色灯、前照灯及び標識灯を点灯すること。
- 緊急自動車の特例を過信することなく、常に安全確認を配慮し赤信号、丁字路、交差点等への進入時は必ず徐行又は、一時停止をすること。**
- 赤信号、丁字路、交差点進入時及び一般車両を追い越す場合等は、モーターサイレンや拡声装置及び合成音声等を活用すること。
- 車両重量等を考慮したスピードで走行すること。
- 現場に到着した際は、他車両の通行の支障にならないように停車し車輪止めを使用して、事故防止に努めること。

## ④個人での出動

- 個々に災害現場に向かう場合は、一般車両と同様に交通ルールを厳守し、安全かつ確実に現場に向かうこと。  
**※決して、緊急自動車と思わないこと**
- 自家用車での現場付近の駐車は、消防車両等の緊急車両の進入、移動等の障害にならないよう特に注意すること。
- 私服等で安全な装備をしていない場合は、決して無理な活動は行わず、後方支援にあたること。

## ⑤火災現場が屯所等より近い場合

- 装備、服装が整わなくても即時対応可能な場合、現場に向かい消火器、消火栓等により初期消火を行う。  
**※決して無理な活動は行わず、後に到着した団員と交代し、後方支援に回ること。**人員が確保されたら、自宅等に戻って装備を整えてから再出動すること。

### (3) 現場到着時

- 通行の妨げになる道路に停車する場合は、車両のハザードランプを点灯し、駐車ブレーキをかけ、車輪止めを使用すること。
- 停車位置は傾斜地及び軟弱な場所を避ける。やむを得ず停車する場合、車輪止めの増強又は敷板を敷くなどの補強措置を講じること。
- やむを得ない場合（現場状況）を除き反対車線に停車しないこと。
- 火災現場では、二次災害を防ぐため、風上などの危険の少ない場所に停車すること。
- 後続車や歩行者の有無を確認してからドアを開放すること。
- 下車は足元の安全を確認して、飛び降りないこと。また、防火衣等が積載物や車両の構造物に引っかからないように注意すること。
- 車両を移動する時は、必ず周囲を確認し誘導員を配置して行うこと。

## 2 火災防ぎよ

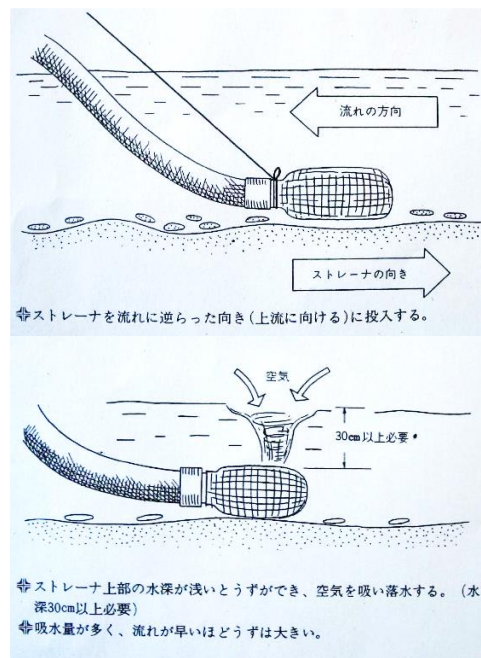
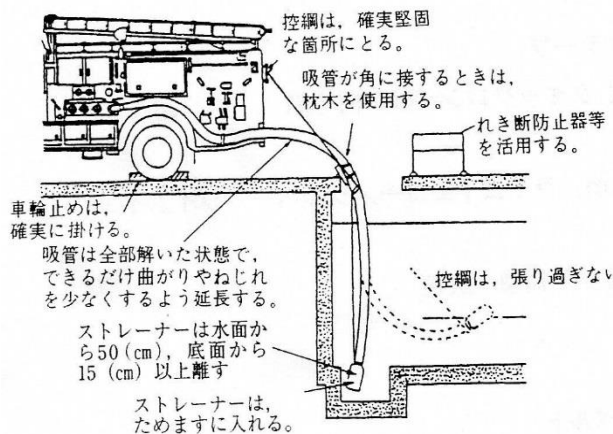
### (1) 水利部署時

- 水利部署時は、車両のハザードランプを点灯し、停車を周囲に知らせること。
- 地下式消火栓及び防火水槽の蓋は、転落防止のため、吸管を伸長してから開けること。開けた後は、ロープやカラーコーン等を表示すること。団員を配置できる場合は配置することが望ましい。  
**※蓋を開ける際には、足元の受傷、腰を痛めるなどに注意すること。**
- 消火栓に水利部署する時は、吸管結合前に水を出すこと。  
**※砂利や錆水を消火栓放口から除去し、ポンプ等の破損を防ぐため。**
- 吸管伸長時は、吸管のはねかえりやつまずきに注意し、結合時は必ず結合の確認動作を実施すること。
- 吸管操作は、出来るだけ 2 名以上で実施すること。また、控え綱を活用し吸管の操作や固定を実施すること。  
**※河川等転落危険がある場合は、ロープ等で自己確保をすること。**
- 小型動力ポンプの水利部署は、極力平らな場所を選択するか、必要ならロープ等でポンプの固定を実施する。
- 渇水期等は土のうで水利の確保、スコップ等で川底の掘下げを行い水深の確保に努めること。
- **消火栓の開閉操作は、ゆっくり行うこと。**  
**※一気に開けると水道管を破損する可能性がある為。**
- 夜間に水利部署した場合は、照明等をつけ二次災害防止を図ること。
- 地下式消火栓を使用の場合、蓋がはずみで閉じる可能性があるため、スピンドルドライバーは、吸管を離脱するまで抜かないようにする。
- 吸管が、角等にあたる時は、必ずまくら木を使用すること。



## 【防火水槽及び自然水利への吸管投入のポイント】

- 吸水できる高さは、約8mが限界である。
- 水利までの距離がある場合は、吸管を2本連結して使用することも可能である。
- ストレーナーは、水面下30cm以上深く潜らせること。
- 吸管の向きは上流側に向けること。
- ストレーナー上部に渦が出来たら、放水圧を下げるか掘下げを行う。
- ストレーナー部が浮き上がる場合は、ボールやホース等を重しにすること。



～揚水出来ない場合は？～

- ①ポンプレバーが入っているか確認
  - ②吸水口が開いているか確認
  - ③各ドレンコック・バルブ等が閉まっているか確認
  - ④吸管がしっかり沈んでいるか確認
- ※あわてず、冷静に一つ一つを確認していくこと

## (2) ホース延長時

- ホースは無理な本数の搬送は行わず、金具部を保持し、ホースの垂れ下がりが無いよう搬送すること。
- ホースの延長時は、伸長方向を確認し歩行者や障害物に注意すること。
- ホース結合時は必ず結合確認動作を行い、通水による離脱が無い様にする**こと。
- ホースの折れ曲がり、放水圧の低下に直結するため、ホースは極力、折れ曲がりがない様に延長すること。

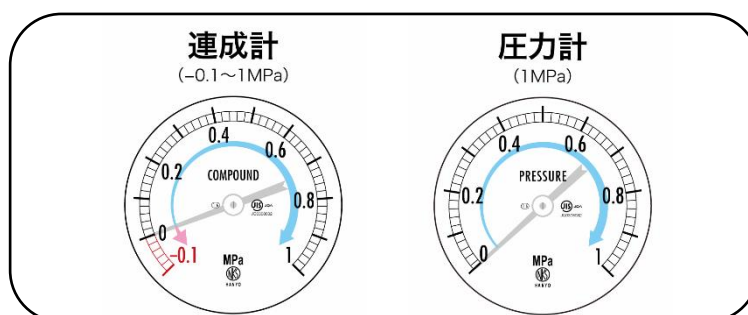
- ホースの折れ曲がり等がある場合は、手を挟む危険があるため、足で折れ曲がり改善する。
- ホースが道路を横断する場合は、必ずホースブリッジを使用すること。  
使用の際は他の交通に注意して2名以上で行い、1名は交通整理を行う。
- 塀等乗り越え延長する場合は、積載の梯子等を活用すること。  
(塀の強度の確認を忘れずにすること)

### (3) ポンプ運用時

- 機関員は伝令や消防団無線を活用し、筒先や中継先の状況を常時把握すること。
- 機関員は、放水位置、ホース本数を確認して、圧力計や連成計を注視しながら、効果的なポンプ運用に努めること。
- 機関員は、「放水始め」の伝令や無線を傍受してから放水すること。
- 放水口の開閉やスロットル操作は、急激な圧力の上昇などがないようにゆっくり行うこと。
- 長時間活動する場合は、車両やポンプの燃料の確認を定期的実施し、不足する前に班長等の上級階級者に報告すること。
- 予備送水は、筒先位置が確認できる場合とし、いつでも停水できる態勢で送水する。(消防操法大会では減点対象となっているが、実際の火災では予備送水をすることによりスムーズな消火が可能となる)  
※予備送水とは、0.1~0.2 MPaで放水口を 1/4~1/2 開放してホース内に水をゆっくり送っておくこと。
- ホース結合状況を確認して余裕ホースをとり、放水口は徐々に開放する。



#### 【ポンプ計器の見方】



#### 連成計

- ポンプから出る水量とポンプに入る水量のバランスを示している。
- 入る水の量が多い場合はプラスに動き、出る水が多いとマイナスに傾く。
- マイナス側へ傾いた場合は放水圧力を下げるなどの対応が必要となる。



#### 【消火栓使用時・中継ポンプとして使用時】

- 揚水するとプラス方向へ傾く。
- 放水圧を上げると、徐々に0に傾いていく。
- マイナスに傾くとキャビテーションが発生し、ポンプの故障や水道管の破損に繋がる。**指針は0以下にしないこと。**

※キャビテーションとは、ポンプ内の低圧部を流れる水に気泡が発生し、この気泡が高圧でつぶされることによるもので、流れの中に空洞ができることからキャビテーション（空洞現象）という。主な原因としては、吸水量が吐水量より少ない為、ポンプ内の減少した水に圧が掛かり、気泡ができる。

#### 【防火水槽・自然水利使用時】

- 真空ポンプを作動すると、マイナス側へ傾く。  
(真空ポンプ作動時はマイナス側へ傾き、揚水完了後0付近に戻る)
- 放水圧を上げると、更にマイナス側へ傾く。
- $-0.1\text{ MPa}$  まで指針が傾くとキャビテーションが発生し、ポンプの故障の原因となる。

#### 圧力計

- 圧力計は、ポンプの吐出側に取りつけられ、放水圧を示している。
- 放水圧力（送水圧力）は、 $0.3\sim 0.5\text{ MPa}$  程度が一般的である。
- 筒先の開閉などで、一時的に圧力の上昇が見られる。

#### 参考

- 放水圧力  $0.1\text{ MPa}$ （メガパスカル） $\doteq 1\text{ kgf/cm}^2$
- 放水量  $0.3\text{ MPa}\sim 0.5\text{ MPa}$ 放水時  $\doteq 500\text{ L}\sim 650\text{ L}$

#### (4) 放水活動（筒先配備）時

- 建物の燃焼状況、焼損程度等を見極め、家屋、壁体の倒壊、屋根等の落下、床の踏抜き等の危険を考慮し筒先部署位置を選定すること。
- 原則として、防火衣着用者2名で筒先を担当すること。
- 余裕ホースを十分にとり移動や危険時に退避が速やかに行えるようにすること。
- 放水中は、筒先を絶対に離さないこと。反動力に耐えられない時は、壁体等の工作物で身体を確保するか噴霧注水とする。やむを得ない時は、シャットとし、機関員に伝え圧力を下げさせること。
- 注水する時は、火炎熱気の吹き返し危険があるため、開口部の正面を避け、姿勢を低くし側方から行うこと。

- 熱せられた壁体やシャッターに注水した水が熱気、熱湯によりはね返る危険があるので、噴霧注水等を適宜活用すること。
- 筒先の開閉は徐々に行い、反動力による転倒を防止すること。
- 延焼危険が高い面を優先に放水し、延焼を阻止すること。  
(最終的には包囲するように筒先を配備することが望ましい)
- 積極的に筒先部署位置を変更し、より効果的な位置から放水すること。
- 二股媒介（Y管）により筒先を2口にする場合は、片方の筒先を閉鎖すると、強烈な水圧がもう片方の筒先にかかってしまう。  
**※分岐による2口放水の場合は、機関員と両筒先が必ず連絡を取り合い、水圧と筒先の開閉の調整を行うこと。**
- 消火活動の展開により筒先統制が行われる場合は、消防本部・署・分署や各指揮者からの指示に従うこと。
- 石造、レンガ造は倒壊の危険があるのでむやみに進入や接近をしないこと。
- 火に煽られたモルタル外壁は非常に脆くなり、はく離や落下を起こす危険性が非常に高いので注意すること。
- 鋼鉄製の部材が使われている建物火災においては、熱により鉄製部材の変形が起り、これにより建物が崩壊するという危険性があるので注意すること。
- ソーラーパネル、電気配線、発・変電設備及び高圧電線等は感電の危険性があるため、注水には注意すること。
- 工場火災等で燃焼実態が不明確な場合は、やみくもな放水を避け、確実な情報を得るまでは延焼防止活動のみに専念すること。  
(危険物等の注水禁止物質が貯蔵されている可能性があるため)

## **危険**

### 【ウォーターハンマー（水撃作用）】

放水中に、ノズルや放水口の急激な開閉やホースライン上を自動車が通過したりすると水の流れ（運動エネルギー）が瞬間的に圧力エネルギーとなって、ポンプやホースに衝撃を与える。この衝撃をウォーターハンマーといい、衝撃が大きい場合、ポンプの破損や団員の受傷事故が起きる可能性があるので注意すること。

～ウォーターハンマー防止対策～

- ノズルや放水口の急激な開閉をしない。
- ホースを自動車等に踏まれないようにホースを延長する。
- 道路を横断する時は、必ずホースブリッジを使用する。

## (5) 伝令

- 各部署に伝令員を配置するか消防団簡易無線を活用し、水圧の状況や班及び団員の活動状況を把握し、事故防止に努めること。
- 伝令で移動する際は、足元のホース、資機材、がれき等で転倒しないように注意すること。

## (6) 屋内進入

- 原則として、常備消防のような空気呼吸器等の装備がないため、屋内進入はしない。消防本部・署・分署から要請があった場合のみ屋内進入を認める。**
- 屋内進入をせざる得ない場合は、必ず防火衣、ヘルメットを着用すること。
- 屋内進入時は、階段、敷居、段差でのつまずき、踏み外し、床の踏抜き、天井の落下等に十分注意し、退路を必ず確保しながら進入すること。

## (7) 高所進入（作業）

- 原則として、火災時の高所進入については、消防本部・署・分署からの要請があった場合のみ行う。**
- 積載梯子を架梯する位置は、平坦でかつ堅固な場所を選定すること。また、架梯角度は75度とする。
- 梯子を登降するときは、梯子を確保するか、先端をロープ等で固定し、横さんを握り、三点支持を原則とする。
- 梯子上で放水や破壊作業をする時は、ロープで自己確保をし、作業姿勢を安定させる。
- 窓等の開口部から進入する時は、窓枠や足場の強度を確認してから進入する。
- 屋外から窓等を開放する時は、側方に位置し徐々に行く。
- スレート屋根、トタン・ビニール屋根等は踏抜き落下危険があるため、原則上がらない。

## (8) 破壊作業

- 窓ガラス等を破壊する時は、とび口等を活用し上部から徐々に破壊すること。窓枠のガラス片は完全に除去する。
- 高所での破壊を行う時は、ロープ等で自己確保を行い、下に人がいないかを確認してから行うこと。
- 破壊器具（とび口、ハンマー、斧等）を使用する時は、周囲の安全を確認してから行うこと。
- トタン板の剥離作業は、とび口等を活用し手足等の切創に注意し実施すること。**

### (9) 残火処理

- 決して再燃しないように徹底した消火にあたること。
- 水損の恐れがある場合は過度な放水を避けること。
- 消防本部・署・分署及び警察において原因調査が行われるため、現場保存を心掛けること。
- 布団、衣類等は内部で燃焼している可能性が高いため、十分に注水すること。
- 疲労等により注意力が散漫になるため、適宜交代や作業分担を行い、疲労の軽減を図り注意力の持続を図る。
- 燃焼状況によって、建築物が脆くなっている場合があるので、細心の注意をはらうこと。
- 瓦等を排除する場合は、活動隊に周知するとともに、一時退避させてから実施すること。
- 屋内で作業する場合は、上階部分の崩落や床の抜け落ち、釘等による踏抜きに十分注意すること。
- 建物の上下階で作業する場合は、原則として上下で同時に活動しないこと。

### 3 撤収・引揚げ

- 使用した資機材の積み忘れがないよう、出動団員全員で積載の確認を行うこと。
- 走行中に落下しないよう確実に積載すること。特に小型動力ポンプのロック等は確認を怠らないこと。
- 消火栓・防火水槽を使用後は蓋の閉鎖を確実に行うこと。
- 防火水槽を使用した場合は、給水を必ず実施すること。**なお、自動で給水できない防火水槽については、消火後、各班に協力を願い、近くの消火栓又は自然水利から給水すること。
- 引き揚げ時の走行は、疲労で信号等の見落とし等がないように団員全員で確認や呼称を行うなど注意力の持続に努める。
- 屯所に到着後は、次の出動に備え燃料の確認やポンプの手入れ。資機材等の数量確認を実施し出動に備えること。





### 【活動後のポンプの手入れのポイント】

- 各ドレンコック、バルブ、放水口、中継口等をすべて開け、完全な水抜きを実施すること。（現場の撤収時に開けておき、引き上げ後閉めるようにすると、水が振動で抜けやすくなる）
  - 自然水利を使用した場合は、消火栓等の清水にてポンプや配管内の泥抜きを実施すること。
  - 冬季は必要に応じて不凍液を吸入させる。（不凍液注入装置がある場合は装置を使用する。装置がない場合は吸水口、放水口に不凍液を入れポンプを始動し、真空もかけて不凍液をポンプ内に行きわたらせる）
- ※その他、取扱説明書に凍結防止対策が記載されている場合、上記の方法に限らず、取扱説明書に従って凍結防止対策を行うようにすること。

## 4 消防団指揮本部の設置

団本部は、必要に応じて（火災の規模等）消防団指揮本部を設置する。場所については、火点付近の安全かつ消火活動に支障ない場所に設置する。（常備消防の指揮本部の近くが望ましい）

- 正副団長及び現場指揮に就いていない本部員は集合する。
- 消防本部、署、分署と連携し活動方針の決定をする。
- 水利部署及び中継隊形の統制を行う。
- 団員の活動及び安全管理の指揮監督を行う。
- 災害状況、被害状況、活動状況の情報収集を行う。
- 交代要員の時期や人数等の連絡調整を行う。
- 鎮火後の警戒や巡視の調整を行う。

## 5 林野火災

- 車両の接近が困難であり、水利も確保できない場合が多く、長時間の活動になるため、交代しながら活動すること。
- 夜間の活動は危険性が高いため、原則、日の出から日没までが活動限界である。やむを得ず活動する場合は、照明器具等を活用し、安全管理に十分配慮すること。
- 延焼速度が速いため、風下側への筒先配備に心がける。
- 飛び火による火点の拡散を警戒しながら複数人で行動すること。
- 車両の接近が困難なため、小型動力ポンプが有効である。長時間の活動になるときは、燃料の確保に努めること。
- 小型動力ポンプは安定した地面に配備すること。不安定な場合はロープなどで固定し機関員はその場を離れないこと。

- 活動が長時間になるときは、交代して休憩をとり、水分補給を行い、熱中症に注意すること。
- 樹木の枝、切株等の突出物が多いので、つまずき、すべり、転倒、踏抜き等に注意する。
- 班長・分団長等は出動隊ごとに人数を把握しておくこと。

## 6 火災防ぎょ活動における安全管理

火災現場では、数多くの危険が潜んでいる。常に注意を払い危険回避に努めるとともに、階級上位者（本部員・分団長・副分団長・班長）は常に活動等を監視しながら団員の安全管理について指揮監督すること。

### (1) 落下物による危険

瓦、窓ガラス等、上部からの落下物に注意し確実なヘルメットの着用と建物の真下にはいないこと。また、建物上部での破壊活動や除去活動の際は必ず周囲に周知してから作業を行うこと。

### (2) 建物の倒壊による危険

火災建物は焼け細り等による倒壊の危険性が著しく高まる。**活動の際は、危険個所の周知を徹底すること。**また、必要な場合は警戒テープ、カラーコーン、拡声器、警笛などを積極的に活用すること。

### (3) 転倒による危険

火災現場はがれきやホース等の資機材で足元が悪く、夜間の場合は、更に視界不良になり転倒による事故の危険性が高まる。足元の確認を怠らず、照明等を積極的に活用し視界確保に努めること。

### (4) 煙による危険

現代の建物には不燃材などが多数使用され、火災時に発生する煙には人体に有害な物質が多く含まれている。**極力煙の吸い込みが無い様に注意するとともに、必要なら噴霧放水による煙の排除を行うこと。**

### (5) 感電による危険

送電中の電線等への直接放水は絶対に行わないこと。また、**近年はソーラーパネルや住宅用蓄電池の普及に伴い、電源が遮断されても蓄電している物もあるため、むやみな放水は決してしないこと。**

## (6) 爆発の危険

一般住宅ではスプレー缶等による爆発危険が潜在する。筒先員は防火衣を完全装着し肌の露出を極力控えること。また、工場火災では注水禁止物質の貯蔵をしている可能性もあり、**放水による爆発等も考えられるため、必ず消防本部・署・分署の指示に従い活動すること。**

## (7) 火災現象による危険

フラッシュオーバーやバックドラフト等の現象が起こると急激な燃焼が起きる。むやみに炎上している建物に近づいたり、窓やドアを開放しないこと。

## (8) その他の危険

火災現場では、上記の他にも凍結によるスリップや、熱中症の危険性、釘の踏抜きや一般車両との接触など様々な危険が点在する。団員各自が常に安全管理を意識するのは勿論、階級上位者（本部員・分団長・副分団長・班長）は常に団員の活動状況を把握し、必要なら指示や監視員の配置を適時行うこと。

### 危険 【フラッシュオーバーとバックドラフト】

フラッシュオーバー

熱と可燃性ガスを含んだ煙が広がる

熱

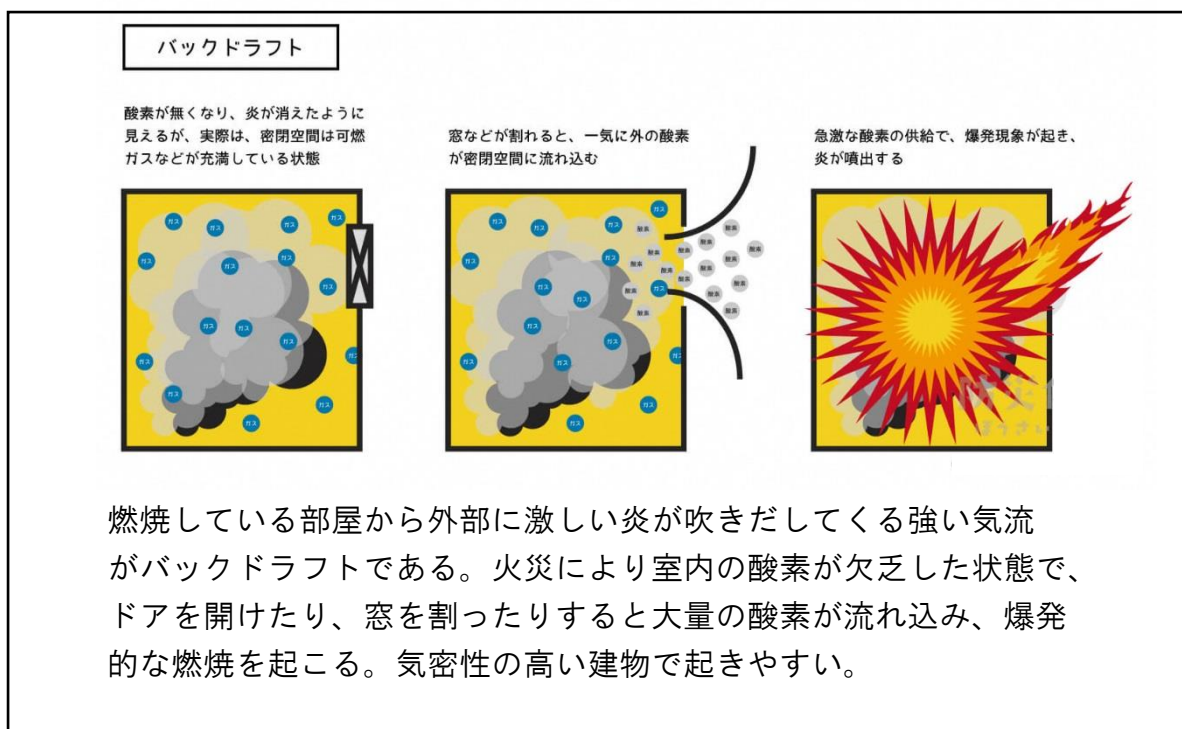
火災発生

火元から離れていても高温で発火

可燃物や可燃性ガスが高温に晒され一定の温度に達すると発火する

火元付近は引火して拡大

室内の局所的な火災が、数秒～数十秒のごく短時間に、部屋全体に拡大する現象の総称である。局所的な火災によって熱せられた天井や煙層からの放射熱によって、局所火源そのもの、あるいはその他の可燃物が外部加熱を受け、それによって急速な延焼拡大が引き起こされ全面火災にいたる。



## 第6項 水防編

局地的集中豪雨や台風は同時多発的に水害を発生させるため、水防本部・消防・警察・消防団の連携強化が求められる。このことから関係機関と緊密に連携協力し被害の軽減に努めることが重要である。

### 1 水防出動

#### (1) 出動体制

- 水防本部設置により出動の要請を受けた時。
- 消防本部・署・分署より河川巡視等の要請を受けた時。
- その他、出動の必要がある時。

#### (2) 出動

##### ①出動準備

- レインコート、ライフジャケット等、水防活動に必要な装備を着装し、最低2名以上で活動すること。
- 絶対に単独での活動はしないこと。
- 各屯所又は水防倉庫から水防活動に必要な資機材を準備しておくこと。  
(想定される水防工法の資機材等)

##### ②消防車での出動

- 緊急走行は、火災出動に準じて注意すること。



- **豪雨の際は極端に視界が不良になるため、緊急走行でも焦らず周囲や道路状況に特に注意して走行する。**
  - 冠水した路面では車両の水没危険が伴うため、水深の不明な位置では団員を先行させ、水深を確認してから走行する。また、走行が困難なほどの冠水状況の時は無理せず車両を停車させること。
  - 山際や崖際などに部署した際は、崖崩れなどに車両が巻き込まれないよう、安全だと思われる位置まで車両を移動させたり、団員を車両に配置させ緊急時は退避できるよう考慮する。
  - 河川偵察の為、川沿いの道路を走行する際は、土手の洗掘などに注意し、むやみに近寄らないこと。
- ③個人での出動
- 消防車での出動と同様な点に注意すること。
  - 緊急車両の妨げにならないように部署すること。
  - 各分団又は各班で安全な参集場所を連絡調整し、水防活動に移行すること。
- ※水防出動時は、悪天候時となるため出来るだけ個人での出動はせず屯所等に集まってから出動をすること。**

## 2 活動内容

### (1) 巡視活動

- 河川等を中心に水位の巡視を行うこと。
- 水位の報告は水防本部へ随時報告すること。
- 消防車両で巡視する場合は、赤色灯を点灯し警鐘を鳴らすこと。
- **道路の冠水状況、崖崩れ、洗掘箇所等の情報は随時水防本部へ報告するとともに携帯電話やカメラ等を活用し記録すること。**
- 通行等に危険がある場所を発見した際は、水防本部へ報告後、交通規制やロープ、警戒テープ等を活用した注意喚起を行うこと。

### (2) 水防活動

- 活動現場に合った水防工法（積土のう・木流し・シート張り等）を実施すること。
- 被害の軽減を目的とする活動を行うこと。
- 河川で活動を行う場合は、ロープ等で自己確保を行い、落下や転落防止の措置を行うこと。
- **河川際での水防活動時は河川側を背にして活動しないこと。**
- 夜間は照明を積極的に活用すること。
- 洗掘箇所などの危険箇所はロープや警戒テープなどで全員に周知、又は進入の規制を図ること。

- 冠水箇所では側溝や堀の視認が困難となるため、とび口等を活用して転落転倒の防止を図ること。
- 可能な場合は、活動状況等を携帯電話やカメラ等で記録すること。

### (3) 避難誘導

- 水防本部の指示又は、危険と判断した場合は区域の居住者、滞在者、その他の者の避難誘導を実施すること。土砂災害の予兆現象が見られた場合も同様とする。
- 状況により垂直避難（上階への避難）を促すこと。

### (4) 警戒区域の設定

- 車両の通行危険や土砂災害などが予測される場合は、ロープ、警戒テープや車両等を活用し警戒区域を設定し立入の規制を行うこと。
- 警戒区域を設定した場合は、直ちに水防本部へ報告すること。

### (5) 広報活動

- 指示があった場合は、避難や状況について車載マイクなどを活用し広報すること。
- 特別警報や避難指示などが発令された場合は、水防本部の指示により各屯所のサイレンを吹鳴すること。

### (6) 権限行使

- 水防のため必要があるときは、水防管理者、消防団長及びこれらの者の命を受けた者は、水防法第 28 条の定めにより次の権限を行使することができる。
    - 必要な土地の一時使用
    - 土石、竹木その他の資材の使用
    - 車両、その他の運搬用機器、排水用機器の使用
    - 工作物その他の障害物の処分
- ※上記権限を行使し、損失を受けた場合は損失を補償しなければならないため、緊急の場合のみに行使用すること。

## 3 退避判断基準

### (1) 水防活動時

- 下記の前兆現象が見られた場合は、作業を中止し退避すること。
  - 洗掘箇所が特に濁ったり、堤防に亀裂が生じたとき
  - 法面の崩れが天端まで達しているとき  
(法面は洗掘されており、一挙に数mにわたり崩れることがある)

- 漏水の水量が多く、濁っているとき
- 漏水に泡が混じった状態のとき（破堤の危険が迫っている）

## (2) 土砂災害警戒活動時

■ 下記の前兆現象が見られた場合は、作業を中止し退避すること。

（がけ崩れ）

- 通常湧水のない崖の途中から湧水が噴き出し、または山腹からの湧水が急激に増減し、その水が濁っているとき（湧水が止まったときは、崩壊の危険性大）
- 降水量に変化はないが、溪流の水が急に増減したとき
- 崖や山肌の岩石が崩れ落ちるとき
- 崖上に亀裂、水溜りが生じたとき
- 崖の斜面に亀裂が生じたとき
- 家のきしむ音、木の根の切れる音、地鳴りがするとき
- 付近の井戸水が急に濁ったり、水位が増減したとき

（土石流）

- 腐った土の匂いがするとき
- 山鳴りがするとき
- 根切れの音がするとき
- 沢の水が濁ったり、流木が混ざったりするとき
- 雨が降り続けているのに川の水量が急激に減るとき

（地すべり）

- 斜面から水が湧き出たり、地面にひび割れができたとき
- 地面の一部に凸凹ができたとき
- 山の立木が不揃いになったり、井戸の水が濁るとき
- 池の庭の水が増減したり、水田の水が急に減ったりしたとき

### **IMPORTANT** 【土砂災害の前兆現象】

種類	土砂災害の発生の危険性		
	注意	警戒	即避難
土石流	流水の異常な濁り	流木発生 溪流内の転石の音	山鳴り・地鳴り 水位の急激な低下
崖崩れ	湧水量の増加	湧水の濁り 小石がパラパラ落下	亀裂の発生 小石がボロボロ落下
地すべり	湧水量の増加 井戸水の濁り	亀裂の発生	山鳴り・地鳴り

**IMPORTANT** 【警報等の種類】

大雨特別警報	台風、温帯低気圧、集中豪雨等により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれ著しく大きい状況が予想される場合に発表される。
大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想した時に発表される。
洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。
記録的短時間大雨情報	数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測した場合に発表される。 (大雨警報発表後)
土砂災害警戒情報	命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに県と気象庁が共同で発表する。 (大雨警報発表後)

**IMPORTANT** 【避難情報発令の種類】

種 類	拘束力	内 容
避難指示（緊急）	強	災害による人的被害の危険性が非常に高まった場合や人的被害が発生した場合に発令。避難勧告よりも強制力は強い。
避難勧告	中	災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合に発令。対象住民に避難を勧める。
避難準備情報・高齢者避難開始	弱	避難勧告や避難指示（緊急）を行うことが予想される場合に発令。高齢者ら避難に時間がかかる人に早めに避難を促す。

**IMPORTANT** 【水位観測所】

河川名	観測所名	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位
堀川	一ノ又橋	西郷村大字小田倉字上上野原 146	1.30m	1.80m
堀川	新田橋	白河市中山南 5-66	1.50m	2.00m
堀川	堀川橋	西郷村大字米字上堀川 71-2	1.50m	2.00m
谷津田川	岩下	西郷村大字小田倉字岩下	0.50m	1.00m
谷津田川	乙姫橋	白河市白井掛 73-3	1.20m	2.00m
阿武隈川	白河	白河市中田 282-1	2.20m	2.80m

**IMPORTANT**

## 【雨量観測所】

地区名	観測所名	所在地	備考
川谷	真船観測所	西郷村大字真船字小萱 9	国土交通省
折口原	西郷村役場	西郷村大字熊倉字折口原 40	西郷村役場
横川	堀川ダム管理所	西郷村大字真船字横川 180-2	福島県
小田倉	太陽の国	西郷村大字小田倉字上野原 5-3	福島県

## 第7項 捜索活動編

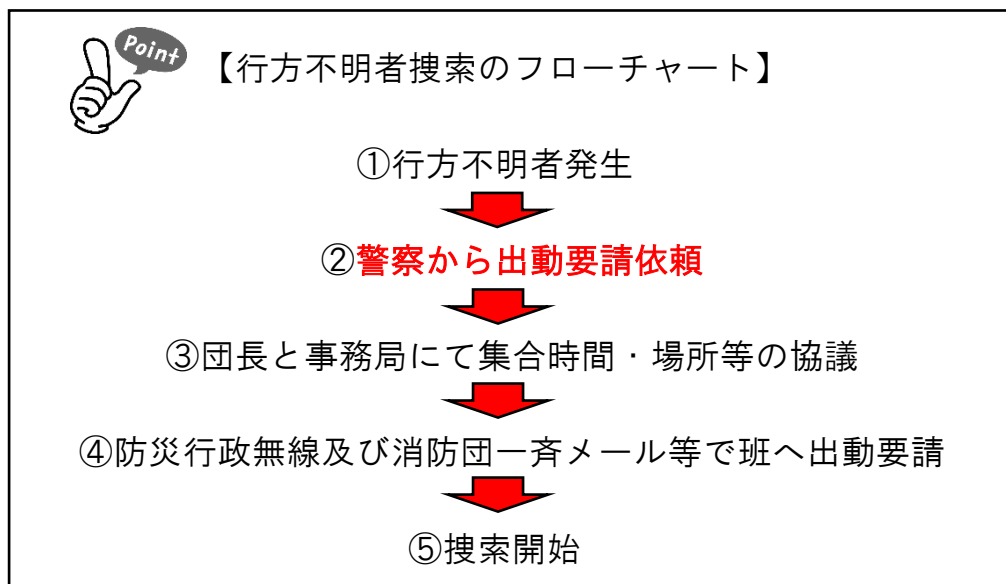
行方不明者の捜索活動は、長時間かつ場合によっては山間部での活動が予測される。団本部員及び幹部団員は団員の安全管理を徹底し、警察等と連携した活動を行うこと。

### 1 出動要請

消防団が行方不明者捜索を行う場合は、**原則として警察からの捜索要請がかかった場合とする**。警察以外（行方不明者の家族等）から直接、班や団員に捜索の要請が入った場合は、必ず事務局に連絡し、団長及び本部員と協議を行い指示することとする。

**※絶対に班単独での捜索を行わないこと。**

※山岳遭難救助については、基本的に白河地区山岳遭難対策協議会が対応となる。（遭難救助隊の出動は、家族の警察への救助依頼により出動する）



### 2 活動と安全管理

- **決して単独行動はせず、複数名で活動すること。**
- **消防団簡易無線機や携帯電話等を活用し、連絡体制の確保に努めること。**

- 活動終了時間等が明確にされているときは、必ず時間を守ること。
- 警察等と連携して活動すること。
- 草むら等では、とび口を活用し検索にあたること。
- 傾斜地や転落危険のある場所では、ロープ等による身体確保を行うこと。
- 水分補給を定期的に取り、場合によっては飲料水を携行すること。
- 行方不明者を発見した場合は、身元の確認及び体調の確認をするとともに現場本部に連絡を入れること。発見時の時間、場所などを記録しておくこと。
- 行方不明者が発見時に死亡している場合は、現場保存に徹すること。
- 必ず救助用半長靴を装着すること。（革手袋等の装着も望ましい）

## 第8項 震災編

大規模な地震発生時は、同時多発的に火災、人命救助の事案が広範囲に発生する恐れがある。消防団員は自分の命を守ることににより、その後、多くの命が救えることを認識し、自己及び家族の安全を最優先とする。活動可能な場合は参集出動するとともに、人命に関わる救助事案、火災事案を優先して対応すること。

### 1 活動準備

#### (1) 屯所等に参集（自己及び家族の安全が確保された場合）

- 参集途上において、道路状況、住民の避難状況及び火災の発生状況等可能な範囲で情報を収集すること。
- 参集途上において、火災、人身事故等に遭遇した場合は、付近住民を指導するなどして初期消火、救助活動を実施すること。  
（消火が不可能及び自分及び住民に危険があると判断した場合は、住民等の避難を実施すること）
- 最初に屯所に参集した団員は、建物の周囲を見渡し倒壊の危険がないことを確認したうえで立ち入ること。
- 屯所が被災し使用出来ない場合は、速やかに役場（災害対策本部）又は団本部へ連絡すること。
- 参集できない団員は、上級階級者に連絡を入れるようにすること。（発災直後は通信規制が実施される場合がある為、メールやLINE等で連絡できる体制を整えておくこと）

#### (2) 状況確認

- 参集した団員は、参集途上の被災状況を班で取りまとめ、上級階級者（分団長、団本部）及び役場（災害対策本部）に報告すること。

## 2 活動内容

### (1)活動の手順

#### ①状況調査

- 各班で管轄区域内を巡回し、次の情報を収集する。
  - 人的被害の状況
  - 道路・河川等の被害状況
  - 家屋の損壊状況
  - 消火栓・防火水槽等の被害状況
  - 避難所までの安全な避難ルート
  - 地域における安全な場所
- 巡回は、道路状況次第では車両を使用出来ないことが予想されるため、徒歩を基本とする。（車両が使える場合は使用する）
- メモやカメラ等で被害状況を記録しておく。
- 収集した情報は、班で取りまとめて分団長、団本部、役場（村災害対策本部）へ報告すること。
- 消防団簡易無線機等を活用し、連絡体制の確保に努めること。**

#### ②消火活動

- 大規模震災時には、同時多発的の火災が懸念される。同時多発火災は、消防力が分散され、更に道路、橋梁等の損傷により応援隊も対応できないことが予想されることから、自身の安全を確保したうえで、消火活動を行うこと。
- 大規模震災時は、水道管の破裂等の可能性があるため、水利確保は自然水利、防火水槽を考慮すること。**
- 火災が延焼拡大し、火災の制圧が出来ない場合は、住民の避難誘導を優先すること。
- 火災出動については、「第5項 火災」に従い活動すること。

#### ③救助活動

- 救助活動は、人命の救助を優先して行うこと。
- 救命措置を必要とする人を優先して救出すること。
- 一人でも多く救助するため、多くの付近住民の協力を得て救助活動を実施すること。
- 現場付近全体の安全確保のための監視員を配置する。（二次災害の防止）
- 自らの安全を確保するため、ヘルメット、救助用半長靴及び手袋等を装着すること。（革手袋等が望ましい）

#### ④避難誘導

- 車両のスピーカーや拡声器等を活用し、避難する方向又は方法を示し、冷静、沈着に安心感を与えるような方法で誘導する。
- 病院、高齢者施設、障がい者施設、保育園、小学校、自力避難困難者などの災害弱者の避難誘導にあたること。
- 行政区長や民生委員等と協力して、避難行動要支援者の避難誘導にあたること。

### 3 安全管理

#### (1)余震による危険

大規模地震後は余震が発生し、これに伴う建造物の崩壊、倒壊、落下の可能性がある。安全を確認してから進入や接近をすること。必要な場合は、ロープや警戒テープ等で注意喚起を行うこと。

#### (2)建物倒壊による危険

大きな揺れを受けた建物等は、倒壊の可能性が著しく高くなるため、安全を確認してから進入や接近をすること。必要な場合は警戒テープやロープ等で注意喚起を行うこと。

#### (3)地割れ等による危険

地震により道路状況が悪化している場合がある。走行速度を落とし、道路状況に対応できるようにすること。

#### (4)ガス漏えいの危険

地震によるガス管の破損、家庭内でのガス漏えいにより、引火爆発の危険が極めて高くなる。異臭等を感じたらすぐさま退避し警戒筒先の設定を行うこと。また、拡声器や車両のスピーカー等で付近への広報を実施すること。

#### (5)感電の危険

電柱等の倒壊による電線の切断、家庭用ソーラーパネルや家庭燃料電池などからの漏電に注意し、放水及び接近は控えること。

### 4 応急手当

消防団員として必要な応急手当（心肺蘇生法、止血、異物除去等）の知識・技術の習得に努める。（普通救命講習の受講）



安全の確認無くして  
消防活動はあり得ない

～西郷村消防団～

作成

西郷村総務課消防防災係

西郷村大字熊倉字折口原40

TEL 0248-25-1112

FAX 0248-25-2689